

COTOHA Chat & FAQ 利用規約【現改比較表】 2023年8月23日時点

～2023年8月22日

2023年8月23日～

（最低利用期間・契約期間）

第6条 Web 限定プラン及びレギュラープランは提供開始日を含む月から起算して1年後の月末まで、ドキュメント回答プランは提供開始日を含む月から起算して3か月後の月末までを最低利用期間（以下、「最低利用期間」と言います。）とします。最低利用期間経過後は、第10条（契約者が行う本契約の解約）の定めに従い、契約者の任意で解約することができます。なお、最低利用期間は、Web 限定プランのトライアルサービス及びレギュラープランのトライアルサービスには適用されません。

2 エンタープライズプランの契約期間は、提供開始日を含む月から起算して1年後の月末まで（以下、「契約期間」と言います。）とし、第10条（契約者が行う本契約の解約）に定める解約通知期日までに、当社へ解約の通知が行われない限り、契約期間終了月の翌月から起算して1年間自動更新され、以降も同様とします。なお、契約を更新する場合、当社は契約者に対して、契約更新後の料金を解約通知期日の20日前までに通知します。

3 契約者は、最低利用期間内（エンタープライズプランについては契約期間内）に本契約を解約する場合、当社の指定する期日までに、当該解約があった日を含む月の翌月から最低利用期間（エンタープライズプランについては契約期間）満了までの期間に相当する料金を支払うものとします。

（最低利用期間・契約期間）

第6条 Web 限定プラン及びレギュラープランは提供開始日を含む月から起算して1年後の月末まで、ドキュメント回答プランは提供開始日を含む月から起算して3か月後の月末までを最低利用期間（以下、「最低利用期間」と言います。）とします。最低利用期間経過後は、第10条（契約者が行う本契約の解約）の定めに従い、契約者の任意で解約することができます。なお、最低利用期間は、Web 限定プランのトライアルサービス及びレギュラープランのトライアルサービスには適用されません。

2 前項の定めにかかわらず、契約者がドキュメント回答プランを初めて利用する場合に限り、利用開始日を含む月の間にドキュメント回答プランの契約を解約する際には、前項の定めを適用しないものとします。

3 エンタープライズプランの契約期間は、提供開始日を含む月から起算して1年後の月末まで（以下、「契約期間」と言います。）とし、第10条（契約者が行う本契約の解約）に定める解約通知期日までに、当社へ解約の通知が行われない限り、契約期間終了月の翌月から起算して1年間自動更新され、以降も同様とします。なお、契約を更新する場合、当社は契約者に対して、契約更新後の料金を解約通知期日の20日前までに通知します。

4 契約者は、最低利用期間内（エンタープライズプランについては契約期間内）に本契約を解約する場合、当社の指定する期日までに、当該解約があった日を含む月の翌月から最低利用期間（エンタープライズプランについては契約期間）満了までの期間に相当する料金を支払うものとします。

COTOHA Chat & FAQ 利用規約【現改比較表】 2023年8月23日時点

～2023年8月22日

2023年8月23日～

(契約者が行う本契約の解約)

第10条 契約者は本契約を解約しようとするときは、契約終了日の10営業日前(Web限定プランについては5営業日前、ドキュメント回答プランについては20営業日前(以下、「解約通知期日」)までにその旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知しなければなりません。

(契約者が行う本契約の解約)

第10条 契約者は本契約を解約しようとするときは、契約終了日の10営業日前(Web限定プランについては5営業日前、ドキュメント回答プランについては[本条但書の場合を除き](#)20営業日前)(以下、「解約通知期日」)までにその旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知しなければなりません。[ただし、契約者がドキュメント回答プランを初めて利用し、利用開始日を含む月の間にドキュメント回答プランの契約を解約しようとするときは、契約終了日の3営業日前の15:00までに当社へ申し出なければなりません。](#)

—

[附則 \(2023年8月3日 CAS1サ 第000400001354-01号\)](#)

[この改正規定は、2023年8月23日から実施します。](#)